

○租税特別措置法施行令第十九条の三第九項第二号に規定する対象株式等の区分管理の方法として経済産業大臣が定める要件（令和六年経済産業省告示第六十九号）

第一条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第二十九条の二第七項の株式会社（以下「株式会社」という。）は、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下「令」という。）第十九条の三第九項第二号に規定する対象株式等（以下「対象株式等」という。）につき当該対象株式等の区分管理のための帳簿（以下「区分管理帳簿」という。）を備え、法第二十九条の二第一項に規定する権利者（以下「権利者」という。）又は同条第四項に規定する承継特例適用者（以下「承継特例適用者」という。）の別に、次に掲げる事項を記載し、又は記録することによって、当該対象株式等を当該対象株式等と同一銘柄の他の株式と区分して管理しなければならない。

- 一 区分管理帳簿を作成した日
- 二 権利者又は承継特例適用者の氏名及び住所
- 三 権利者又は承継特例適用者が取得をし、又は譲渡をした法第二十九条の二第四項に規定する特定株式（以下「特定株式」という。）又は同項に規定する承継特定株式（以下「承継特定株式」という。）に係る次に掲げる事項
 - イ 当該特定株式又は承継特定株式が特定株式と承継特定株式のいずれに該当するかの別
 - ロ 当該特定株式又は承継特定株式の種類
 - ハ 当該特定株式が法第二十九条の二第四項に規定する取締役等の特定株式（以下「取締役等の特定株式」という。）と当該取締役等の特定株式以外の特定株式のいずれに該当するかの別
 - ニ 当該特定株式が取締役等の特定株式以外の特定株式である場合には、当該取締役等の特定株式以外の特定株式に係る法第二十九条の二第一項に規定する特定新株予約権の行使をした日の別
- 四 権利者又は承継特例適用者が取得をした特定株式又は承継特定株式に係る次に掲げる事項（当該特定株式のうちに取締役等の特定株式以外の特定株式が含まれている場合には、令第十九条の三第二十二項各号に規定するこれらの特定株式の別に、それぞれについての当該事項）
 - イ 取得をした日
 - ロ 取得の事由
 - ハ 取得をした当該特定株式又は承継特定株式の数
 - ニ 取得をした当該特定株式又は承継特定株式一株当たりの法第二十九条の二第一項第三号の権利行使価額
- 五 権利者又は承継特例適用者が譲渡をした特定株式又は承継特定株式に係る次に掲げる事項（当該特定株式のうちに取締役等の特定株式以外の特定株式が含まれている場合には、令第十九条の三第二十二項各号に規定するこれらの特定株式の別に、それぞれについての当該事項）
 - イ 譲渡をした日
 - ロ 譲渡の事由
 - ハ 譲渡をした当該特定株式又は承継特定株式の数

ニ 譲渡をした当該特定株式又は承継特定株式一株当たりの当該譲渡の対価の額（当該対価の額が当該譲渡をした時における当該特定株式又は承継特定株式一株当たりの価額を下回る場合には、当該一株当たりの価額を含む。）

六 次条第一項又は第二項の規定により区分管理帳簿の写しの同条第一項に規定する交付をする時における権利者又は承継特例適用者の有する特定株式又は承継特定株式の数（当該特定株式のうちに取締役等の特定株式以外の特定株式が含まれている場合には、令第十九条の三第二十二項各号に規定するこれらの特定株式の別に、それぞれについての当該特定株式又は承継特定株式の数）

2 株式会社は、その作成した区分管理帳簿を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成した場合には、当該電磁的記録を、次に掲げる措置のいずれかを講じた上で、保存しなければならない。

一 当該電磁的記録の記録事項に電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号。次号において「電子帳簿保存法施行規則」という。）第二条第六項第二号ロに規定するタイムスタンプを付すこと。

二 次に掲げる要件のいずれかを満たす電子帳簿保存法施行規則第二条第二項第一号イに規定する電子計算機処理システムを使用して当該電磁的記録の保存を行うこと。

イ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

ロ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

3 株式会社は、その作成した区分管理帳簿を、権利者又は承継特例適用者の別に整理し、当該区分管理帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

第二条 株式会社は、法第二十九条の二第一項に規定する新株予約権の行使により交付をされた特定株式につき同項第六号ロの管理をする場合には、当該行使をした権利者に対して、当該権利者に係る区分管理帳簿の写しの交付（当該写しの交付に代えて行う電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）による当該写しに記載すべき事項の提供を含む。次項において同じ。）をしなければならない。

2 株式会社は、法第二十九条の二第一項第六号ロの管理をしている特定株式又は承継特定株式の譲渡がされた場合には、当該特定株式又は承継特定株式の譲渡をした同条第四項に規定する特例適用者（以下「特例適用者」という。）又は承継特例適用者に対して、当該特例適用者又は承継特例適用者に係る区分管理帳簿の写しの交付をしなければならない。

第三条 特例適用者又は承継特例適用者は、法第二十九条の二第一項第六号ロの管理がされている特定株式又は承継特定株式の譲渡をした場合には、遅滞なく、当該譲渡をした特定株式又は承継特定株式に係る第一条第一項第三号に掲げる事項並びに当該譲渡をした特定株式又は承継特定株式の数及び当該特定株式又は承継特定株式一株当たりの当該譲渡の対価の額を株式会社に通知しなければならない。

第四条 株式会社は、法第二十九条の二第一項第六号ロに規定する管理に係る契約の移転をする際、当該移転の直前において第一条第一項の規定により区分管理帳簿に記載され、又は記録さ

れた事項を租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十一条の三第七項各号に定める合併法人等（同項に規定する内国法人に限る。）に、通知しなければならない。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。